

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 –

2017年2月号 | No. 2/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

300万件を超えるPCT出願の公開

300万件目のPCT出願が2017年2月2日に公開され、PCT及びWIPOの歴史の上で重要な節目となりました。

300万件目の出願公開は、ドイツを拠点にするフラウンホーファー¹により出願された "Vector Network Analyzer" (PCT/EP2016/062897, WO/2017/017579) に関するものでした。フラウンホーファー研究機構は、欧州最大の応用研究機関であり、この5年間平均で年間300件に近い数の国際出願を提出しています。この節目を迎えるにあたり、フラウンホーファー研究機構の代表とWIPO事務局長との間で会談が行われました。

今年で運用開始から39年目を迎えるPCTは、累計100万件の出願件数に到達するまでに26年費やしましたが、その後わずか7年で200万件を超える出願を達成し、さらにわずかその6年後には300万件の節目を迎えました。

世界的な金融危機の影響を受けた2009年を除き、PCT出願の件数は運用開始から毎年伸び続けています。国際事務局は2016年の件数も合計出願件数がまとまれば、堅調な成長を示すであろうと見込んでいます。

事務局長は、この300万件の記念すべき出来事を迎えるにあたり、イノベーター、PCT締約国の代表、PCT制度に関わる官庁の職員、そして政府間組織や非政府組織また市民社会団体の代表に宛てた書簡を発送し、彼らの貴重な支援と協力、本制度に対する信頼、そして国際事務局との建設的な交流を通じた全てのステークホルダーのニーズに応え得る制度構築への貢献につき、感謝の意を表しました。

また事務局長は、PCTの起草者たちの理念を踏まえて、本制度がイノベーションを後押しするための主要な手段として機能し続けるためにさらに発展する必要があるという点を強調しました。事務局長が記した「The PCT System — Overview and Possible Future Directions and Priorities (PCT制度～概要と今後の方向性・優先事項)」と題されたメモランダムは、PCT制度のさらなる改善に向けて考えられる課題につき、大まかな方向性や優先事項に関する検討材料を提供することを意図したものであり、以下のWIPOのウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/3million/pdf/memo.pdf>

事務局長の書簡へのリンク先を含む、300万件目のPCT出願の節目を記念する新しいページが、10のPCT公開言語全てでPCT関連ページに掲載されました。以下のリンク先をご覧ください。

¹ フラウンホーファーは FRAUNHOFER-GESELLSCHAFT zur Förderung der angewandten Forschung e.V.の登録商標です。

<http://www.wipo.int/pct/en/3million/>

本ページの右上にて言語の選択が可能な点にご留意ください。

国際機関会合

第24回PCT国際機関会合が2017年2月8日から10日までレイキャビク（アイスランド）で開催されました。議長による要約と作業文書は下記のWIPOウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42066

本会合では以下について議論されました：

- 現在の全ての国際機関の任命期間が2017年12月31日に満了することを受けた、PCTに基づく国際調査及び予備審査機関の任命延長の手続き（文書 PCT/MIA/24/2）
- デジタル時代において PCT 最小限資料に特許及び非特許文献を加える際の基準の修正を目的とする、欧州特許庁主導の PCT 最小限資料タスクフォースの進捗報告（文書 PCT/MIA/24/4）
- PCT 手続きにおける国際段階と国内段階の連携強化を目的とした、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの日本国特許庁による修正提案（文書 PCT/MIA/24/11）
- 他の入手先から入手できなかった引用文献の写しを出願人や指定官庁が入手するための方法を明確化するための韓国知的所有権庁及び国際事務局による文書（文書 PCT/MIA/24/8 及び 8 追加）及び
- 協力枠組の準備、及び今後試行プログラムが運営段階に入ってからからの評価を実施するための試行グループが設立された、IP5（五大特許庁）による協同調査及び審査の試行プログラムの第3フェーズ（文書 PCT/MIA/24/3）

会合に出席した機関は、出願人、受理官庁、国際機関や第三者が利用するために国際事務局が提供している様々な電子サービスの最近の進展に関して感謝の意を表しました（文書 PCT/MIA/24/9）。

トルコ特許商標庁（Turkpatent）の国際調査及び予備審査機関としての運用開始

2016年10月に開催された第48回PCT同盟総会で、PCTに基づく国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としてのトルコ特許商標庁（Turkpatent）（二文字コード：TR）の任命を受け（PCT Newsletter 2016年10月号参照）、当該官庁は2017年3月8日からISA及びIPEAとしての運用を開始することをWIPOへ通知しました。

関連情報が正式に発表され次第、ISA及びIPEAとしての当該官庁の詳細はPCT出願人の手引の附属書D及びEに掲載され、当該官庁へ支払われる手数料はPCT手数料表に掲載されます。

PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

欧州特許庁及び連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）

2017年2月1日付で、欧州特許庁及び連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）は、新しい2行間のPCT-PPH試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは一方の国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）からの肯定的な見解書、若しくはISA/IPEAとしての他国の官庁により作成された、肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第II章）（すなわ

ち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも一つ存在する場合)を得たPCT 出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/01/a5/2017-a5.pdf>

また、ROSPATENTに対して請求する際の手続及び要件に関する詳細は以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.rupto.ru/activities/inter/bicoop/pph>

PCTウェブサイトのPCT-PPH のページは、本試行プログラムの情報を含み更新されました。以下のリンク先をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT 最新情報

AG : アンティグアバーブーダ (管轄国際調査及び予備審査機関)

AP : アフリカ広域知的所有権機関 (手数料)

DK : デンマーク (国際出願の写しの提出)

EA : ユーラシア特許機構 (手数料)

IS : アイスランド (手数料)

KH : カンボジア (管轄国際調査及び予備審査機関)

LV : ラトビア (手数料)

NO : ノルウェー (国内段階移行の特別な要件)

PL : ポーランド (国の安全に関する規定)

SE : スウェーデン (国際出願の写しの提出)

TR : トルコ (官庁の名称)

US : 米国 (一般情報)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁、日本国特許庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報

パワーポイントプレゼンテーション

2017年7月1日に発効するPCT規則の改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションが、それぞれ以下のリンク先から現在、英語、仏語、独語、日本語及びスペイン語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/ja/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html

PATENTSCOPE ニュース

PATENTSCOPE 上でドシエ情報が利用可能に

参加している国内及び広域知的所有権（IP）官庁からのドシエ情報（特許出願の申請や審査に関連する情報）が、PATENTSCOPE の書類タブから利用可能になりました。当該情報は欧州、日本及びカナダの国内/広域特許コレクションについてご利用いただけます。当該サービスはまた、今後オーストラリア、中国、韓国及び米国を含むより多くの国内特許コレクションへ拡張される予定です。

PATENTSCOPE を介して閲覧可能なドシエ情報は、各官庁での特許プロセスにおける特許出願の調査や審査に関する非機密性の公的文書を含みます。ドシエ情報、又は包袋情報は、審査の過程を通じて、特許出願の進捗に関する以下に列挙するような最新情報を提供します：

- 調査報告
- 官庁からの通知、及び
- 特定の特許出願に関する出願人及び特許庁間の通信

また中国、日本及び韓国の知的所有権庁は自動機械翻訳による文書の英語版も提供します。

ドシエ情報はWIPO CASE（Centralized Access to Search and Examination）のサービスを介して閲覧可能になっており、参加している官庁間で特許調査及び審査書類の共有を可能にし、ワークシェアリングを促進しています。20 を超える知的所有権庁がWIPO CASEに参加しており、当該サービスはIP5（五大特許庁）²により共同提供されている、グローバル・ドシエとリンクしています。

実務アドバイス

国内段階移行の期間遵守の遅滞—その帰結及び可能な救済措置

Q: 幾つかの官庁に対し当方の国際出願を国内段階へと進めたいのですが、残念ながら、当方の管理が及ばない事情により、30ヶ月の期間を遵守できませんでした。関連する官庁に対しまだ国内段階へ移行することは可能でしょうか？また可能なのであれば何をすべきでしょうか？

A: PCT第22条（又は優先日から19ヶ月の満了前に国際予備審査請求を提出した場合は第39条(1)）によると、出願人は優先日から30ヶ月³の満了前に各指定（又は選択）官庁に対し以下の手続を行う必要があります：

- 翻訳文を提出する（提出又は公開された国際出願の言語が関連する官庁により受理されない場合）
- 官庁により要求される国内手数料を支払う（多くの官庁で該当）
- 関連する各官庁へ国際出願の写しを提出する（PCT第20条に基づく国際出願の写しがまだ提出されていない場合）

² IP5（五大特許庁）とは欧州特許庁（EPO）、日本国特許庁（JPO）、韓国知的所有権庁（KIPO）、中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）及び米国特許商標庁（USPTO）を指します。

³ 2002年4月1日から効力を有する30ヶ月の期間は、適用する国内法令に従いPCT第22条(1)に基づく期間との不適合を国際事務局へ通知している、ルクセンブルグ、ウガンダ及びタンザニア連合共和国の官庁に関しては適用されません。ルクセンブルグの官庁に関しては、2002年3月31日まで効力のあった20ヶ月の期間及びウガンダ及びタンザニア連合共和国については21ヶ月の期間が引き続き適用されています。ただし、出願人が優先日から19ヶ月の満了前に国際予備審査請求を提出する場合、30ヶ月の期間が適用されます（PCT第39条(1)参照）。また、それらの国が広域特許に指定される場合、関連する広域官庁（欧州特許庁及びアフリカ広域知的所有権機関）に対し31ヶ月の期間が適用されます。

- 場合によっては、国際出願が提出された時に、発明者の氏名及び住所が願書に記載されていなかった場合、当該情報を提出する（とはいえ、出願人が国内段階移行時にそうしていない場合、幾つかの官庁は当該情報を提出するよう出願人に求めるでしょう）

国内段階移行に適用される期間の満了時に必要な手続が行われていなかった場合、国際出願は国内出願としての効果を失い、手続が行われなかった各官庁に関しての手続は終了となるでしょう（PCT 第 24 条(1)(iii)参照）。

貴殿は移行期間からどの程度の期間が経過したかについて言及していませんが、多くの官庁が PCT 第 22 条(3)（又は第 39 条(1)）に基づき 30 ヶ月の期間より遅く満了する期間を設定しておりますので、幾つかの指定（選択）官庁に対してはまだいくらかの手続の延長期間があるかもしれません。執筆時点では、出願人が国内（広域）段階移行が可能な 123 官庁のうち 57 官庁が、PCT 第 39 条(1)(b)に基づき 30 ヶ月より遅い期間を設定していることを国際事務局 (IB) へ通知しています。加えて、7 つの官庁は出願人が追加手数料を支払えば 30 ヶ月の期間を延長すること、また 1 つの官庁は単に出願人の書面での請求を受け期間を延長することをそれぞれ IB へ通知しています。各指定（又は選択）官庁が適用する期間の詳細は、以下のリンク先の“PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内/広域段階移行の期間”の表をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

又は *PCT 出願人の手引* の関連する国内段階の概要を以下のリンク先からご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

PCT 第 22 条(3)（又は第 39 条(1)）に基づく期間を遵守できず、貴殿が国内段階移行を希望するいずれの指定（又は選択）官庁も手続の延長期間を提供しない場合であっても、貴殿の権利を回復することが可能な場合があります。締約国は PCT 規則 49.6 に基づき（以下に説明される特定の例外あり）、故意ではない又は状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず（官庁により適用される基準による）国内段階へ移行する期間を遵守できなかったことを官庁に示すことが可能であれば、出願人が PCT 第 22 条又は第 39 条(1) の要件を満たさなかった場合に、国際出願に関する出願人の権利を回復する可能性を提供することが求められます。

権利の回復の請求が考慮されるためには、以下の手続が必要です：

(1) 各指定官庁へ個別に、PCT 規則 49.6 に基づく権利の回復の請求を提出し、また次のいずれかのうち早く満了する期間内に、PCT 第 22 条に規定される必要な手続（翻訳文、手数料及び出願の写し）が行われたことを確実にする：

- PCT 第 22 条に規定する期間を遵守できなかった理由がなくなった日から 2 ヶ月；又は
- PCT 第 22 条に規定する期間が満了する日から 12 ヶ月

しかしながら、幾つかの官庁が適用する国内法令は、より遅い時に請求を提出することを許容するかもしれません（PCT 規則 49.6(b)）。

請求には、PCT 第 22 条（又は第 39 条(1)）に規定する期間を遵守できなかった理由を記載する必要があります（PCT 規則 49.6(c)）。指定官庁はまたそれらの理由を裏付ける申立て又はその他の証拠を提出することを要求する場合があります（PCT 規則 49.6(d)(ii)）。

(2) 権利の回復請求に関する必要な手数料の支払い（PCT 規則 49.6(d)(i)）。

ただし、以下の締約国が規則が採択された時点で、国内法令と適合しない旨を PCT 規則 49.6(f) に基づき IB へ通知していることにご留意ください：カナダ、中国、ドイツ、インド、ラトビア、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、ポーランド及び韓国—“留保及び不適合”の表を

以下のリンク先からご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

ある締約国が上述の通知を送っていたとしても、当該締約国が適用する国内法令に基づき回復が可能な場合もあり、幾つかの締約国では PCT 規則 49.6 の規定よりもより寛大な場合もある点にご留意ください。そのような場合には、関係官庁は PCT 規則 49.6 ではなく、国内法令の規定を適用するでしょう。それ故、出願に関する権利の回復をする制度が存在するのかどうか関係官庁に確認するようお勧めいたします。

国内段階移行の期間が遵守されなかった場合の回復の可能性に関する情報及び様々な指定官庁の適用する要件の詳細は、*PCT 出願人の手引* の対応する国内編の“期間遵守の遅滞の許容”の項目をご覧ください。いずれにせよ、上述の状況で適用される様々な国内法令に詳しい現地の弁理士から助言を求められることをお勧めいたします。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧